

○衆議院事務局職員の定員に関する件

(平成十三年三月十五日議長決定)

改正	平一四年	平一五年	平一七年	平一九年	平二〇年	平二二年	平二五年	平二六年	平三一年
	三月二六日	三月二七日	三月二九日	三月二七日	三月二五日	三月二六日	五月一六日	三月二五日	三月二六日

衆議院事務局職員（事務総長、休職者、派遣国会職員、育児休業をしている職員、配偶者同行休業をしている職員及び非常勤職員を除く。）の定員は、千六百十八人とする。

附則

本件は、平成十三年三月十五日から施行する。

附則（平成二十七年四月十四日）

本件は、平成二十七年四月十四日から施行し、本件による改正後の衆議院事務局職員の定員に関する件の規定は、同月一日から適用する。

附則（平成三十一年三月二十六日）

本件は、平成三十一年四月一日から施行する。

○衆議院事務局調査局規程

(平成十年一月十二日議長決定)

改正 平一三年 一月三〇日

(調査室及び課の設置等)

第一条 衆議院事務局調査局（以下「調査局」という。）に、その事務を分掌するため、調査室及び課を置く。

2 各調査室及び課の分掌事務並びに職員の配置は、事務総長がこれを定める。

(調査室長)

第二条 各調査室に調査室長を置き、常任委員会専門員をもつてこれに充てる。ただし、事務総長が定める調査室の調査室長は、事務総長が調査員の中からこれを命ずる。

2 調査室長は、調査局長の命を受け、室務を掌理する。

(首席調査員)

第三条 各調査室に首席調査員一人を置き、事務総長が調査員の中からこれを命ずる。ただし、特に必要がある場合においては、二人以上を置くことができる。

2 首席調査員は、調査室長を助け、室務を整理する。

(次席調査員)

第四条 調査室には、必要がある場合においては、次席調査員を置くことができる。

2 次席調査員は、事務総長が調査員の中からこれを命ずる。

3 次席調査員は、首席調査員を助け、室務を整理する。

(総括調整監)